

現行用途地域	新用途地域	建築出来ない主な建物	建ぺい率	容積率
第二種住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	・単独事務所 ・床面積500m ² を超える店舗・物販店等	60%	150%
住居地域	第一種住居地域	・カラオケボックス ・床面積3000m ² を超える物販店等	60%	200%
準工業地域	準工業地域	・危険性・環境悪化が大きい工場	60%	200%

平成四年の都市計画法および建築基準法の改正により、「新用途地域制度」が定められました。(別添のリーフレットも合わせて参照してください)これにより、このたび、村の「新用途地域案」がまとまりました。

横越村新用途地域案まとめ

①国・県の移行方針に基づいています。
②横越村では現在法律によって定められている八種類の用途地域の内、三種類を指定していますが、今回の改正により準工業地域を除く二種類の用途地域が新用途地域へ移行(変更)されることになります。
なお、「新用途地域案」の説明会は五月に開催する予定です。

- ③現行の用途地域指定による土地利用や建築物の誘導の一貫性を尊重しています。
- ④土地利用の現況及び動向を勘案しています。
- ▼問い合わせ 企画観光課

四月は「土地月間」 一定以上の面積の取引は 土地取引の前に届出が必要

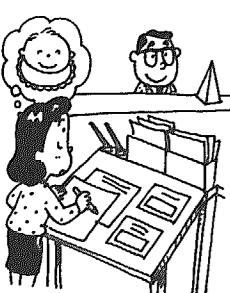
国土利用法のねらい

この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑え、乱開発などを未然に防ぐため土地取引について届出制を設けています。法律により、あらかじめ、県知事に届出なければならないことになっています。

区 域	そ の 他	区 監 域 視 域
の 区 域 以 外	市街化区域 を除く都市 計画区域	市街化区域
都 市 計 画 区 域	一万 m ² 以上	五千 m ² 以上

個々の取引面積は小さくても合計すると一定面積以上となる一団の土地についても届出は必要

- 届け出なければならぬ土地取引は、次の要件のものです。
- 売買／共有持分の譲渡／営業譲渡／譲渡担保／代物弁済／交換／予約完結権・買戻権等の譲渡／地上権・貸借権の設定、譲渡
- 届出をしないと
- ▼問い合わせ 企画観光課



国勢調査の年に行われる 人口動態職業・産業調査

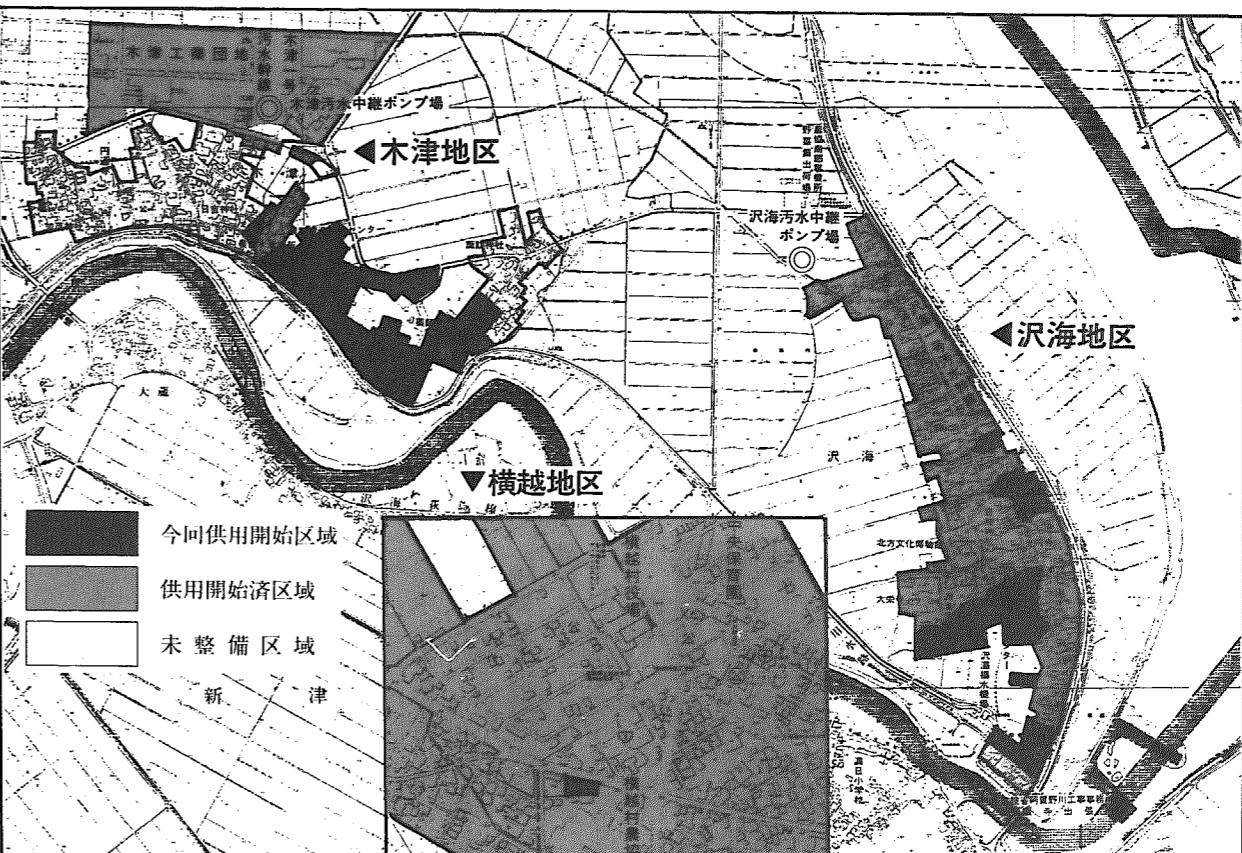
厚生省では毎年、人口動態統計調査を実施しています。この調査は、皆さんからの出生、死亡、死産、婚姻、離婚の各届書をもとに、人口の動きを調べるものですが、国勢調査の向上に役立てるための統計資料として利用されます。

▼調査対象期間

平成7年4月1日～平成8年3月31日

亡届、死産届、婚姻届、離婚届をされる方にお願い」が備え付けてありますので、参考のうえ、記入してください。

下水道供用開始区域のごあんない普及率は74%に



二年内に 水洗トイレに改造を

▼融資利率
金融機関との協定利率(現在の利率4・三%)

▼償還方法
工事検査合格後

最高三十六ヶ月の元金均等月賦償還

横越中地区的国道脇の一部、沢海上・中地区の一部、木津上・中地区の一部約十五㌶の下水道工事が地域の皆様のご協力により完了し、四月から同地区的供用を開始しました。これによりすでに供用開始済の横越地区、二本木地区の市街化区域及び沢海地区のほぼ全域で下水道がご利用になります。今回の供用開始により平成六年度末の下水道普及率は七十四%になりました。

下水道工事が終了すると下水道を使用できる日と処理区域が

▼融資の斡旋はします。
（融資の斡旋はします。）

▼横越村排水設備等

指定工事店一覧表

・株伊藤工業 京ヶ瀬村 0250-67-2626

・神田設備工業

・小木工業

・新設工業所

・風間建設工業

・佐藤工業

・小田工場

・新設工業所

・風間建設工業

・新設工業所

・新設工業所